

継承されるサフィー廟不動産目録

不動産目録 19 世紀要約版の成立背景

阿 部 尚 史

Succeeding the *Ṣarīḥ al-Milks* at the Safavid Shrine: A 19th Century Synopsized Version of the Shrine's Real Estate Inventory

ABE, Naofumi

After the fall of the Safavid dynasty in 1722, the shrine of Shaykh Ṣafi faced a decline due to budgetary shortages and the diminution of people's veneration. Hence, contemporary scholars have rarely studied the Safavid shrine during the second half of the 18th and 19th centuries. The shrine, however, survived throughout the centuries, preserving its buildings and precious movable properties such as manuscripts and Chinese porcelains until today.

The *Ṣarīḥ al-Milk*, a well-known inventory of the real estate belonging to the Safavid shrine, was composed in two versions, one in the reign of Shāh Ṭahmāsb and one under Shāh 'Abbās I. We have recently found that two copies of a synopsized version of the shrine's inventory (*Kitābcha-'i Khulāṣa-'i Ṣarīḥ al-Milk*), which have not been correctly catalogued, were newly written at some point between the years 1885 and 1891. This article attempts to locate this synopsized version in the shrine's tradition of compiling inventories of immovable properties even back to the pre-Safavid period.

Some documents prove that during and after the Safavid dynasty, the *Ṣarīḥ al-Milk* had been continuously used for the management of the shrine's waqf properties as documentary evidence.

The 19th century synopsized version aimed to survey the status quo of the waqf properties registered in the two previous version of the *Ṣarīḥ al-Milk*, as the shrine was experiencing decline with the shrinkage of waqf revenues. Available documentation indicates that the synopsized version of the inventory, summarizing the two previous versions, is likely to have been compiled based on a couple of different manuscripts in an attempt to cover necessary items of information. Patterned precisely on the layout of the two

Keywords: Shrine of Shaykh Ṣafi, *Ṣarīḥ al-Milk* (inventory of real estate), 19th century synopsized version of the *Ṣarīḥ al-Milk*, Qajar dynasty, Survey of the status quo of *waqf* properties

キーワード: シャイフ・サフィー廟, 不動産目録, 19 世紀要約版, カージャール朝, ワクフ財現状調査



previous versions of the *Ṣariḥ al-Milk*, the 19th century version was mainly used for administration rather than documentary evidence, which was the function of the previous versions.

はじめに

1. サフィー廟不動産目録の伝存
 - 1.1 不動産目録作成伝統
 - 1.2 廟不動産目録写本の伝存について
2. サフィー廟不動産目録の利用実態
 - 2.1 サファヴィー朝期における廟不動産目録利用
 - 2.2 サファヴィー朝滅亡後の廟不動産目録

利用

3. 廟不動産目録 19 世紀要約版の成立事情
 - 3.1 19 世紀要約版 2 写本の周辺情報と構成
 - 3.2 要約版作成背景と編集方針
 - 3.3 要約版の底本調査
 - 3.4 要約版の機能

おわりに

はじめに

西アジアのムスリム社会における政治権力と宗教施設に関する研究は、世界的に広く進められている。イランとその周辺地域をみると、本研究で対象とする西北部のアルダビールにあるシャイフ・サフィー・アッディーン廟は、特に変転著しい廟と言えるだろう。これまでのサフィー廟に関わる研究は、Gronke 1993 に代表されるモンゴル期における発展や、Rizvi 2011 や Luṭfi 1395Kh などに見られるサファヴィー朝期における王朝庇護下の繁栄への関心が強いが、筆者は廟の長期的存続、とくに18世紀前半のサファヴィー朝滅亡後に社会的影響力を喪失した廟の存続に関心をもっている。そこで本共同研究「イスラーム聖者廟の財産管理」に参加するなかで筆者は、かねてより注目していたサフィー廟不動産目録の要約版(1885-1891年頃成立)の編纂背景の一端を分析することにした。

サフィー廟の不動産目録としては、16世

紀中葉サファヴィー朝のタフマースプ1世期にアブディー・ベグによって作成された版(アブディー版)が有名で、さらにその補遺が17世紀アッバース1世期に作成されている(スィパーハーニー版)。英国のイラン史研究者アレクサンダー・モートンの研究によって、欧米の学界でも早い段階からアブディー版サフィー廟不動産目録には3点の写本が伝存し、またスィパーハーニー版写本2点が存在することが知られてきた[Morton 1974: 32-36]。また、イラン国外の研究者の利用も多いテヘラン大学附属中央図書館に、同写本のマイクロフィルムが所蔵されていることから¹⁾、イラン国立博物館(「イラン考古学博物館」の名称で有名)所蔵の4写本の存在は比較的良好に知られて、利用されてきた。

上記5点の写本のほか、筆者はイラン・イスラーム議会附属図書館での写本調査を通じて、アブディー版とスィパーハーニー版の両方を併せた19世紀作成の要約版(この呼称については後述)²⁾があることを知った。こ

1) テヘラン大学附属中央図書館所蔵マイクロフィルムの1656, 1658番(アブディー版)および1655, 1657番(スィパーハーニー版)である[Dānishpazhūh (ed.) 1348Kh/1969: 136-137]。
 2) Majlis Library, Ms.17228。引用では、*Kitābcha-i Khulāṣa I*と記す。このほか、冒頭が一部欠落しているがそれを除けばより完全な体裁であるイラン国立図書館写本も存在する(Milli Library, Ms. 7866/*Kitābcha-i Khulāṣa II*)。この写本については本共同研究の一員でもある近藤信彰氏のご教示により知ることができた。記して謝意を表したい。

の19世紀要約版は、これまで書誌目録で正確に紹介されていなかったため³⁾、その存在は学界に知られていなかったのである。本稿では、まずサフィー廟においてはこうした目録を編纂する伝統が古くから存在し、廟に継承されてきたことを確認する。続いてサフィー廟不動産目録が17世紀以降の廟財産の管理に利用されていた実態を個別の事例から説明する。このように実際に活用されていたゆえに、王朝からの要請に応える形で、19世紀に新たな版が編纂されることになった。この19世紀要約版を廟における不動産目録作成伝統の文脈に位置付けて、その特徴と編纂背景を考察する。

1. サフィー廟不動産目録の伝存

1.1 不動産目録作成伝統

アブディー・ベグがタフマースブ期に不動産目録を編纂する以前から、サファヴィー教団の教団長やサファヴィー家の関係者は、それぞれ個人として不動産目録を作成して保持していた。アブディー版不動産目録において、個人で不動産目録を保持していたと明示されているのは以下の3名である。

- ・シハーブ・アッディーン（第三世代）
- ・イブラーヒーム（通称シャイフ・シャー。第四世代）
- ・ジュナイド（第六世代）

不動産目録でこうした過去のサファヴィー教団長個人に属する不動産目録に言及した記述は古くから知られているが、一部不正確な解釈もあったので、以下引用しよう⁴⁾。

隠されてはならないことだが、シャイフ・

サフィー・アッディーン様の子供たちの名の許にあるものは、すべて本書 (in nuskhah) に取り入れられた。他方シャイフ・サドル・アッディーン様の子供たちの名の許にあるものにかんして、彼の子供のなかで子孫がいるものについては、本書のなかに記載することができなかった。すべての財産に相続人が定められ、彼らに帰属しているためである。彼らの多くは、自分たちのために不動産目録を作成している。さて、そのうちでシャイフ・シハーブ・アッディーン・マフムード様は、信頼できる不動産目録を有し、多数の不動産を有し、そのうちの多くをワクフとしていた。ワクフ文書 (vaqfiya) は、アルダビール地方にあるイブラーヒームアーバードの箇所登録されている。この仮定にもとづくと、彼の財産の残りは彼の子孫に帰属しているはずである。そのほか、ハージャ・シャイフ・シャーの通称で知られるシャイフ・イブラーヒーム様も信頼できる不動産目録を有する。彼の財産は彼の子孫に対するワクフとなっている。スルターン・シャイフ・ジュナイド様の不動産目録もまた存在する。これは彼の不慮の死の後に作成され、相続人らの間で確かに保持されている。[*Abdi I: 164a*]

加えてアブディー版では、「古い不動産目録 (ṣarīḥ al-milk-i mundarisī)」なるものが度々言及される。上記3名の不動産目録のほかにも、廟の不動産目録が存在し、財産管理のために利用されていた可能性がある。その後、サファヴィー朝期にアブディー版とスィパーハーニー版が作成され、さらに19世紀後半には要約版が作成された。これら3冊の

3) たとえば議会図書館写本の書誌情報としては、ヒジュラ暦14世紀書写という推測はともかく、スィパーハーニー版部分の冒頭を引用紹介しており [Naṣarī (ed.) 1391Kh/2012: 81]、スィパーハーニー版不動産目録写本としか解釈できないような解説である。

4) これまでに、モートンも該当箇所に注目している [Morton 1974: 33 n. 13]。ただしモートンはこの箇所を誤って解釈しているようで、サフィーとサドル・アッディーンもそれぞれ不動産目録を作成していたと理解し（可能性はあるが明記はされていない）、またジュナイドをハイダルと誤読している。

不動産目録は君主の指示により編纂されたことになっているが、過去に教団長個人が不動産目録を作成し、それが廟に保管され、財産管理に利用されるという伝統の上に成立していることは間違いないのである。

アブディー版およびスィパーハーニー版不動産目録は、それ以前の教団長個人に属するという位置づけから、事実上廟という組織に属する目録に変化している。聖者廟などの機関・施設も含めてイスラーム法上、法人格は認められていないが [Schacht 1982: 125], これはサフィー廟が、支配王朝の祖廟として組織面で成熟・発展し、属人的な文脈を超えて廟の長期的・制度的な運営が実施されるようになった実態を反映しているといえよう。

1.2 廟不動産目録写本の伝存について

19世紀要約版を除けば、モートンが研究を行った1970年代初頭から、サフィー廟不動産目録写本に新たな発見はなく、アブディー版3点とスィパーハーニー版2点にとどまる⁵⁾。これら写本の伝来を簡単に確認しておきたい。1点(アブディー版)を除いて、現在残り4点はイラン国立博物館に所蔵されている。モートンの調査も踏まえると、現存

5写本はすべて旧王立図書館(Kitābkhāna-‘i Dawlat-i ‘Aliya-‘i Īrān)所蔵であり、またもともとサフィー廟から移管されたものであった⁶⁾。

1722年にアフガン族の侵攻によりサファヴィー朝が事実上滅亡すると、サフィー廟は大きな試練に直面する。廟に所蔵されている貴重な動産が略奪される事件が頻発したのである。こうした時勢の混乱もあって、サフィー廟は動産目録を作成した⁷⁾。この動産目録にはサフィー廟不動産目録5点も登録されており、写本の形状が描写されている⁸⁾。その箇所を以下に引用する。

不動産目録(ṣarīḥ al-milk)：廟ワクフ財産の土地(農地)と不動産(amlāk va mustaghallāt)の証書と契約文書類(asnād va qabālahāt)に関する。ナスタアリーク体。5冊。

- ・サマルカンド紙、堅表紙(jild-i muqavvi)、鹿革(sāghiri)の外表装、簡素な山羊革(timaj-i sāda)内表装：1冊。

- ・サマルカンド紙、天綴じ装丁山羊革表紙(jild-i timāj-i bayāzi)：1冊。

- ・イズミル紙、天綴じ装丁堅表紙山羊革メ

- 5) アーレダーワードの1995年の研究でも、不動産目録写本として5点が紹介されている [Alī Dā‘ūd 1374Kh/1995: 135-141]。マフムード=モハンマド・ヘダーヤティーによるアブディー版の部分刊行には、どの写本を用いたか明記されていないが、イラン国立図書館写本2734/*Abdi III*を翻刻したものであることが分かった。
- 6) イラン国立博物館所蔵の4写本については、写本に王立図書館所蔵票の画像も付されており、そこには、サフィー廟から移管されたことが記されている。モートンによれば、国立図書館所蔵本にも同様の所蔵票が付されており、アブディー版3写本はすべて、王立図書館旧蔵で、サフィー廟から移管されたものである [Morton 1974: 33 n. 16]。筆者が利用した国立図書館所蔵写本2734の画像では、旧王立図書館所蔵票を付された葉が含まれず、直接確認できなかった。
- 7) 写本目録の表記に従い動産目録と記すが、本史料に付されている表題は、「1172年ラジャブ月寅年管財人ムハンマド=カースィム・ベグ殿の検分に基づくサフィー廟収蔵動産類一覧 (Arz-i mawjūdi-i ajnās va asbāb va matrūkāt-i Āstāna-‘i muqaddasa-‘i munavvara-‘i mutabarraka-‘i Ṣafīya-‘i Ṣafāviya – ḥuffati bil-anwāri al-qudsiyati – az qarār-i bāzdid-i ‘Ālisha‘an-i Rafī‘makān salālat al-sādāt-al-‘iḡām Muḥammad-qāsim Beg mutavallī ba-tarīkh-i shahr-i Rajab al-murajjab sana 1172 Bārs ‘il) となっている。動産目録原本は卷子状で、現在サフィー廟に所蔵され、展示されている。この原本を基にした動産目録の翻刻が、*Ganjīna-‘i Shaykh Ṣafī* という書名で出版されている。
- 8) モートンは、ケンブリッジ大学附属図書館に所蔵されている廟動産目録謄本を紹介し、廟不動産目録記載箇所 [Arz-i mawjūdi-i ajnās-i Āstāna: 152b] について、刊本の不備を指摘している [Morton 1974: 32-33 n. 13]。筆者も同写本を調査したところ、刊本該当箇所 [*Ganjīna-‘i Shaykh Ṣafī*: 24] には重大な不備があった。

ダイヨン施された装丁：1冊。

・サマルカンド紙，天綴じ装丁堅表紙，外表装に装飾用に押印されたメダイヨン施された簡素な山羊革表装：1冊。

・サマルカンド紙，メダイヨン施された堅表紙で簡素な内表装：1冊。

5つの伝存する写本のうち，アブディー版写本 3/*Abdi III* (国立図書館写本 2734) の扉 [1a] には、「中型，サマルカンド紙，山羊革」という形態描写が付されているが，本論集第1部の渡部の論文でも示されている通り，この書込みは当該写本についての描写ではない可能性が高い⁹⁾。他の写本にはこうした書込みはなく，手元にて利用可能な画像データから，動産目録に見られるそれぞれを特定することは困難である。伝世写本5点はいずれも横綴じであるが，動産目録では3冊が天綴じ (*bayāzi*) とされており，一見すると伝世写本とは異なる。ただし製本専門家の意見も踏まえると，筆者が利用しえた画像では，伝存5点の写本が動産目録に記された写本と一致しないと断定もできないことが分かった¹⁰⁾。

これまで述べてきた写本に関する理解を概括すると以下の通りとなる。伝世写本5冊は，いずれもイスラーム革命以前にサフィー廟から王立図書館に移され，その後で4冊がイラン国立博物館に，1冊がイラン国立図書館に

移管されたものである。18世紀の動産目録にも5冊の写本がその時点で廟に伝わっていたとされ，伝世写本と冊数の点では一致する。しかし，目録に記される形態描写を考慮しつつ専門家の画像判断の知見を参考にしたところ，両者が一致するかどうかは判別できない。

以上の通り，画像データによる伝世写本と動産目録の記事の照合には限界があるものの，廟が古くから不動産目録を作成し保管し利用しつつ，後代に伝える努力がなされていたことは注目に値する。こうした記録保持の伝統のうえに，19世紀版が成立したのである。

2. サフィー廟不動産目録の利用実態

サフィー廟不動産目録は，単に保管されていただけでなく，廟の財産管理に活用されていた。アブディー版写本3の扉の書込みにも謄本が作成された経緯が記されている。それによれば，タフマースブ1世の印が押された「原本」(アブディー版写本1/国立図書館写本 3718) は，アッパース1世時にワクフ財とされた際に呪詛が書き添えられて廟外持出しが禁止されたため，謄本が作成されたのである。したがって，不動産目録の謄本が廟財産管理上必要とされたことに疑いが無い。また本論集第1部の渡部論文が示すように，アブディー版写本2 (国立博物館写本 3719)

9) アブディー版写本3の扉 [1a] の書込みの多くはオリジナルでなく書写とみられる。

10) 伝世写本の装丁画像をもとに動産目録の描写と照合できないか，人を介して製本家・書籍修復家の岡本幸治氏に相談したところ，筆者が利用しえた画像解像度の限界から，革質の判断 (たとえば鹿革と山羊革の判別など) は，困難との回答を得た。18世紀動産目録において，5冊中3冊が「*bayāzi*」すなわち「天綴じ」とされているが，伝世写本5点の現在の装丁はいずれも横綴じである。「*bayāzi*」を天綴じと解釈するなら，3冊の伝世写本は動産目録の記事と一致しないことになるが，岡本氏によれば一部の写本の装丁には，背表紙に後代の修復の痕跡のあるもの (アブディー版写本2/国立博物館写本 3719)，後代に西洋風革装丁が新たに施されたもの (スーパーハーニー版写本2/国立博物館写本 4324)，後代に背表紙が付け加えられた可能性があるもの (アブディー版写本3) が確認できる。また，「原本」と位置付けられるアブディー版写本1 (国立博物館写本 3718) は，時期は明記されていないが盗難にあったこと添え書きされており，実際に本には破損の痕跡が見られる (のちに取り戻したと追記されている)。動産目録作成後に盗難事件があった場合は，目録上の記述との不一致はありうる (とくにこの写本はいわば「原本」に位置付けられる重要写本にもかかわらず，装丁には一切の装飾がなく不自然に簡素である)。したがって，動産目録作成後，一部写本が天綴じから横綴じに変更された可能性もあり，伝世写本の現在の形態から，それらが18世紀動産目録に記載されている写本ではないと断定することはできない。

の料紙の余白に、複数の時点における占有状況や賃料徴収、証書との照合など、管理に関わる情報が書き込まれている。このほか、不動産目録以外からも、この目録が実際に利用されていたことを伝える記述が見られるので紹介したい。国立博物館に所蔵されているアルダビール文書の閲覧は容易ではないので、筆者が許可された限られた範囲での分析なることをあらかじめ断っておきたい。

2.1 サファヴィー朝期における廟不動産目録利用

1071年ラビー・アッサーニー月/1660年12月付の法勧告・賃貸借契約文書 [Asnād-i Buq'a: 25763-359]¹¹⁾ では、ミシュキーン地方のウナル Unār 村の所有をめぐる、現地の村長老 (kadkhudā) が、村がサフィー廟のワクフ財であることを認め、賃貸借契約を締結している。この賃貸借契約に際して、廟が土地を管轄する根拠として、証書 (qabāla va sanad-i mu'tabara) と並んで不動産目録が挙げられており、借主も証書と併せて不動産目録も閲覧し、内容に同意して、賃貸借契約を締結した経緯が読み取れる。また不動産目録への言及が繰り返されていることから、廟の財産管理における役割と機能も窺える。文書自体が読みにくい崩し字で書かれて、また修復跡が多く筆者が利用しえた画像も不鮮明なので不明な箇所もあるが、以下参考のために訳出する。

神よ

至高なる勅令に従って、サフィー廟に属する不動産の徴収担当者 (muḥaṣṣīli) が、管財人と王の儀典長官の指揮下? (ba-nigāh-i mutavalli va Īshik-āqāsi-i khāṣṣa-i sharīfa)

に派遣されていた(?)。信頼できる契約文書や証書と不動産目録 (qabāla va sanad-i mu'tabara va ṣarīḥ al-milk) に基づき用益権を占有している前記廟の土地から得られたものを、サフィー廟で費消することになっていた。

不動産目録に書かれていることによれば、ミシュキーン地方にあるウナル村はサフィー廟のワクフ財である。1071年ラビー・アッサーニー月/1660年12月に、アルダシールの子で村長老 (kadkhudā) であるラフィーウと、イマームヴェルディーの子で同じく村長老のサフィークリーが、管財人様の許に出頭し、契約文書、証書、不動産目録に同意し、ウナル村が廟に属すると認めたことから、同村が〔彼らに〕賃借されることになった。前記の村長のラフィーウとサフィークリーは、廟〔の管財人?〕から?ウナル村のすべてを1071年丑年(すなわち1661年3月からの一年)につき〔賃借し〕、現金3トマンと穀物5ハルヴァール21マンを〔賃貸借の対価として〕、帳簿の手形 (barāt) に基づき、前記の村名義の為替を有する者に送り届けよ。遅滞することがないように。1071年ラビー・アッサーニー月/1660年12月記

不動産目録自体はあくまで目録であり、それ自体はシャリーア文書・証書とは見做されないはずである。しかし、この文書で記されている通り、実際には所有権が争点となった時に廟の不動産目録は証拠として扱われており、また相手側の対応からは、社会的にもそうした機能が運用上受け入れられていたことが看取されるのである。

11) この文書は、筆者が入手してきた画像が不鮮明で判読不能箇所が多い。シェイホルホキヤマーイーのアルダビール文書目録の説明によると、「アルバーブ村を廟へ返還する内容の廟管財人の法勧告」と理解されている [Shaykh al-Ḥukamā'i (ed.) 1387Kh/2008: 85]。アブディー版不動産目録を参照しても、ミシュキーン地方にアルバーブ村はなく、綴りとの整合性も踏まえて、不動産目録に記載されているウナル村と判断した。

2.2 サファヴィー朝滅亡後の廟不動産目録利用

次に、サファヴィー朝滅亡後の事例を見ていこう。19世紀カージャール朝期においても、サフィー廟のワクフ財管理に不動産目録が不可欠な役割を果たしていたことが窺える。

ここで取り上げるのは、1221年ラジャブ月6日/1806年9月19日付のタブリーズ近郊のアミールザカリヤール村におけるサフィー廟のワクフ財証明文書〔Asnād-i Milli: 2960-10688〕である。冒頭に「アルヴァナク地方土地財産の詳細。アルヴァナク地方で有名なスィース村の向いにあるディーザジカドル村に関わる部分について (tafsīl-i amlāk-i Arvanaq az bābat-i Dizaj-i Qadr vāqi‘ dar zāhir-i qarya ast mashhūr az Nāhiya-‘i Arvanaq-i mazkūr)」と説明的な表題が付されている(稿末の文書写真参照)。このワクフ財証明文書と不動産目録を比較してみたい。この文書には不動産目録への言及があるだけでなく、実際に不動産目録(アブディー版)の該当箇所をレイアウトの面で模倣していることが顕著に窺える。なお、該当箇所の記述自体は要約されている。この点から、当該文書の作成者に不動産目録から抜き出す必要情報の判断が委ねられていたことが窺える。

加えてこの文書の末尾にある記述においても、サフィー廟のワクフ財を主張する根拠として不動産目録が明示されている。またこの記述には、ワクフ財主張に際して証書に言及されていない。不動産目録、および財産を記録している台帳や支出指示書(tūmār)¹²⁾が、いわば実務上はワクフ財であることを明示する証拠として利用されていたことが読み取れ

る¹³⁾。なお、記述に続く認証のための5つの印章のうち判読可能な一つは、カーディーを名乗るアブドゥルアハド・フサイニーのものであることから¹⁴⁾、この文書自体は法的証拠機能を有したシャリーア文書として機能しているといえよう。

タブリーズ近郊アルヴァナク地方のスィース村の表にあるディーザジカドルとして知られるアミールザカリヤール村のワクフ地は、不動産目録の一覧(šūrat-i kitāb-i šariḥ al-milk)に基づき、また偉大なるサフィーの神聖なる墓廟のワクフ地(amlāk-i mawqūfa)が記載されている台帳と支出指示書(dafātir va tūmār)に従って、細部まで明らかである通りに、権利を有する者に詳細が知られているように、ワクフ地と私有地の区分を明確に示し、権利を有する者にその権利が正しく取得されるようにせよ。1221年ラジャブ月6日/1806年9月19日

印：サリーム？1202年

印：アブドゥルアハド・フサイニー1204年
他3名の印(判読不能)

上で見てきたアミールザカリヤール村におけるサフィー廟ワクフ財をめぐる交渉と発給された文書そのものの分析を通して、不動産目録が廟の財産管理に際して内部で参照されるにとどまらず、場合によっては目録の該当箇所が抜き書きされ、廟外部の交渉相手や紛争相手に提示されていたことが分かった。レイアウトを模倣する一方で必要情報が取捨選択

12) アブディー版写本の終章などにて言及されている「支出指示書(tūmār-i nasaq)」〔*Abdī I*: 163b-164a〕を指すと考える。支出指示書については、本論集の第2部近藤論文を参照のこと。

13) ただし、紛争の時に常に不動産目録が提示されていたとも限らないようである。たとえば18世紀末に起こった同アミールザカリヤール村の所有権・賃貸借をめぐる紛争の際に作成された1210年ズー・アルカーダ月9日/1796年5月16日付法勧告・合意文書(和解)〔Asnād-i Milli: 2960-10118〕には、不動産目録への言及は見られない。

14) 本文書自体にはカーディーとされていないが、イラン国立博物館所蔵アルダビール文書にある1214年ラビー・アルアッワル月12日/1799年8月14日付の贈与文書〔Asnād-i Buq'a: 25774-370〕では、同一人物が文書の認証の際にカーディーを名乗っている。

されていたことから、不動産目録を利用する方向性が見えてくる。こうした利用実績の積重ねは、19世紀における要約版の編纂に結実したとみられる。

3. 廟不動産目録 19世紀要約版の成立事情

19世紀後半に、アブディー版とスィパーハーニー版、およびティムールのワクフ文書¹⁵⁾を合冊し、記述を要約した不動産目録、すなわちサフィー廟不動産目録 19世紀要約版 *Kitābcha-ʿi khulāṣa-ʿi Ṣariḥ al-milk* が成立した。アブディー版とスィパーハーニー版は記載の方法が異なるため、2つの不動産目録の記載の特徴を簡単に確認しておく。アブディー版不動産目録に記載されているサフィー時代の財産集積の記録は、複雑なものが多い（詳しくは渡部の本論集解題参照）。アブディー・ベグ自身は入手できた史料を可能な限り整理し記載しているのだが、複雑な権利関係の積重ねゆえに、一読しただけでは廟の財産占有具合を把握できない箇所も散見される。

17世紀アッパース1世期に作成されたスィパーハーニー版は、アブディー版のような複雑さはないものの、タフマースブ期以降に廟が入手した物件の契約文書をほぼ原文のまま引用しているため長文であり、廟に属することになった財産の内容を把握するのに手間がかかる。以上のようなそれぞれの版が抱える課題を克服するため、より実用重視で作成されたのが19世紀要約版なのである。以下では写本の構成と成立事情を考察し、従来の廟不動産目録を作成し利用してきた伝統のなかに位置付ける。

3.1 19世紀要約版 2写本の周辺情報と構成

伝存している19世紀要約版は管見の限り2写本が存在し、1冊は議会図書館に所蔵され、もう1冊は国立図書館にある。それぞれの写本に欠陥があり、両方を併せて利用する必要性が大きい。

・イラン・イスラーム議会図書館写本 17228 (要約版写本1) の特徴

アブディー版、スィパーハーニー版それぞれにかんして、アルダビール部分以外が脱落しているうえ、錯簡が多い。序文の欠落は少ない。

・イラン国立図書館写本 7866 (要約版写本2) の特徴

序文の冒頭、おそらく1ページ分（第1葉目）と第3葉目を欠く¹⁶⁾。一方で、主にアルダビール郡部の農村財産について、19世紀版作成時点における占有財産の管理状況を説明する書込みが写本料紙の余白に存在する。

両写本の構成は、議会図書館写本の著しい錯簡もあって、大きく異なる。概要を示すと表1のようになる。

要約版の伝世2写本はそれぞれ欠点があるため、相互補完を要する。要約版の作成背景を理解するために要約版写本1の分析を要するが、序文以外の19世紀要約版の全体像や廟の財産管理の実態を理解するためには、要約版写本2が不可欠である。

両写本は、序文に加えて、アブディー版、スィパーハーニー版、ティムールのワクフ文書の3つの部分から構成されている点においては共通している。また、それぞれの部分の冒頭に付された簡潔な説明もほぼ同一であることから、基本的に同じ目的で同一文脈において作成されたことは読み取れる。しかし、表1で示されている通り、順序および分量の点で、同一作品と言えないほど相違がある。まず要約版写本1の内容を錯簡と併せて説明

15) ティムールのワクフ文書謄本については、本論集の第2部杉山雅樹論文参照のこと。

16) 要約版写本1との校合による。要約版写本2は、要約版写本1の1bから2aの2行目まで、および3aの13行目（途中）から4bの9行目該当部分が欠落している。

表1 サフィー廟不動産目録 19世紀要約版2写本の構成

要約版写本 1: 52 葉	要約版写本 2: 112 葉 (白紙 10 頁)
<p>序文 [1b-5b]: 作成の背景など, 現状説明の3項目: I. 現状説明, II. 廟成員</p> <p>スィパーハーニー版 [6a-23a]: 序文+アルダビール都市と郡部の不動産のみ。(1ページ分脱落)</p> <p>(明記なし) アブディー版 [23b-39a]: アルダビール郡部サディーカイニムザッファリー村(当該村名部分は空白)からアルダビール郡部終わりまで [30b]。続いて(30bの途中)アルダビール都市物件の「広場にある新キャラバンサライ」(Khān-i jadid-i maydān)の証書の途中からサディーカ・ディフ村(サディーカイニムザッファリー村の直前物件)まで。</p> <p>アブディー版 [39b-46b]: (序文+アルダビール都市部)。最初から, 「広場にある新キャラバンサライ」の途中まで。</p> <p>ティームールのワクフ文書 [46b-52a]</p>	<p>序文 [1a-3a]: 作成の背景など(冒頭欠落), 現状説明の3項目: I. ワクフ財の現状説明(一部欠落), II. 廟成員, III. 賃貸料・廟成員への給付金</p> <p>ティームールのワクフ文書 [4b-11a]</p> <p>アブディー版 [12a-90a]</p> <p>スィパーハーニー版 [91b-112a]</p>

する¹⁷⁾。この写本は、アブディー版の第1部 (ḥarf-i avval) に記録されているアルダビールの都市物件と郡部物件、およびスィパーハーニー版のアルダビール部分(都市+郡部)のみを含む。錯簡の多さに加えて、項目名として明記されるはずの冒頭の村名が欠落している箇所も散見されるため、要約版写本1は冒頭の欠落を補うなど以外には、単独での利用は意味をなさない。これに対して、要約版写本2は表1の順番で並び、元のアブディー版とスィパーハーニー版の全体を網羅し、それぞれの内部では基本的に錯簡なく記述されている。ただし、要約版写本2においても、ティームールのワクフ文書が序文に続く順番が作成者の意図を反映したものでない可能性が高く、これについては錯簡の可能性がある¹⁸⁾。

3.2 要約版作成背景と編集方針

本書の著者は、ミールザー・ハサン・ハーンである。これは序文の記述に加えて、要約版写本1の扉 [1a] から読み取れる¹⁹⁾。著者は序文において、「前騎兵出納官で現在は廟? の財務官 (sarrishta-dār-i sābiq-i savāra-'i nuṣtrat va mustawfi-i ḥāliya-'i sarkāri)」[*Kitābcha-'i Khulāṣa I: 3a*]と自己紹介している。また要約版写本1の扉 [1a] の書込みでは「軍務書記 (lashkar-nivis)」と紹介されている。調査命令が委託された時点では、著者は不本意に公務から離れてアルダビールに数年にわたって滞在しており、その間にアルダビールやサフィー廟の内情に相当の知見を得ていたことで、廟とワクフ財の調査を任されたのである [*Kitābcha-'i Khulāṣa I: 3a*]。

本書が執筆されたのは凡そ1885年から1891年の間と考えられる。序文によると、後

17) なおこの錯簡は、装丁時に発生した錯簡ではない。葉の切れ目での錯簡ではなく、同一ページのなかで、スィパーハーニー版から唐突にアブディー版(の途中)に切り替わっているため、書写・編集の際に既に発生している。

18) アブディー版部分の冒頭に19世紀に付記された説明に、「同様に、合の主アミール・ティームールが行ったワクフもあり、詳細なワクフ文書が存在する。そのままのかたちで (bi-'ayni-hā), 本冊子に要約が記される」[*Kitābcha-'i Khulāṣa II: 12a*]とあり、元来はアブディー版に続いてティームールのワクフ文書が配置されることが想定されていたことが窺える。

19) 要約版写本1の扉 [1a] には、「不動産目録冊子。わが伯父である軍務書記の故ミールザー・ハサン・ハーンが執筆し、アルダビールからテヘランに送付したものである」と記されている。この書込みの下に書き込んだ人物の印も押されているが、薄くて判読不能である。

表 2 サフィー廟不動産目録 19 世紀要約版序文の構成

作成背景 [要約版写本 1: 1b-2b]	カージャール朝は、聖廟・聖所の支援を重視。シャーは靈感によってサフィー廟の荒廃を知り、ワクフ財等の現状調査を命令。
作成経緯 [要約版写本 1: 2b-3a]	シャーからの調査命令がアゼルバイジャン執政官に下され、そこからアルダビール・ミシュキーン地方の財務官に下達。そこからアルダビール在住の著者ミールザー・ハサン・ハーンに委託。
編集方針 [要約版写本 1: 3a-4a]	サファヴィー朝期のアブディー版とスィパーハーニー版不動産目録の内容を要約し、合冊し、現状調査の結果を盛り込む。
現状説明の 3 項	3 項目に分けて、廟の現状を概観。
第 1 項 [要約版写本 1: 4a-5a]	廟のワクフ財現状の概要を説明。政庁の占有・接取下にある財産と私人の占有下にある財産を分類することに。
第 2 項 [要約版写本 1: 5b; 要約版写本 2: 2b]	廟成員の一覧
第 3 項 [要約版写本 2: 3a]	廟の収支、廟吏への俸給

述の通りハサンアリー・ハーン・ギャッルーシー軍務卿 (amīr-i niẓām) に最初に作成命令が下されている [Kitābcha-i Khulāṣa I: 2b]。ハサンアリー・ハーンが「軍務卿」の称号を得たのは、ヒジュラ暦 1302 年 (1884-5 年) であり、アゼルバイジャン統治から異動したのは 1309 年前半 (1891 年) であるため [Bāmdād vol 1: 362-364]、本書作成の時期を 1885 年から 1891 年の間と推定できる。

サフィー廟不動産目録の 19 世紀要約版が作成された背景、経緯、編集方針を、主に写本序文の記述に基づき考察したい。2 写本を校合すると、要約版写本 2 は冒頭 1 ページ (最初の 1 葉) と本来の第 3 葉部分を欠くと推定される²⁰⁾。したがって、冒頭部分に欠落が少ない要約版写本 1 が参考になる²¹⁾。以下において表 2 を参考にしつつ、執筆背景、作成の経緯、編集方針を解説する。

・作成の背景

序文によれば、サフィー廟の荒廃の原因がワクフ財収益の未納にあり、ワクフ財および廟の現状調査をしてその調査結果を記録することになったのが、19 世紀要約版作成の主要な背景である。こうした経緯にカージャール朝政府が関わっている点が興味深い。序文

冒頭の該当箇所は装飾的形容表現を多用して書かれているため、そうした部分を簡略化した抄訳という形で掲示する。

君主陛下の大御心は、かねてより墓廟 (qubāb) を装飾し、聖廟 (buqā‘i sharīfa) を飾り、聖所 (amākin-i mutabarraka) を修復し、旧跡 (āthār-i qadīma) を再興することに意を払ってきた。というのも、臣民と被造物 (ra‘āyā va barāyā) の荒れた心を慰め癒すことが、陛下のお望みであったためであり、そうすることによって至高なる神のご加護により、勝利の王朝の永続の原因となる最大限の安寧・安心を得られるためである。[Kitābcha-i Khulāṣa I: 1b]

序文の冒頭でカージャール朝がサフィー廟を庇護する理由が述べられている。カージャール朝は、シーア派イマーム廟やイマームザーデの墓廟をはじめとするイラン国内の聖廟・聖所を支援することで、臣民の支持を獲得し、それが神の加護につながる、すなわち王権の正当性を強化する意図がそこにはあったのである。

また王権の正当性強化に関して、民衆の支

20) 要約版写本 2 の 1a 冒頭は、要約版写本 1 の 2a の 3 行目冒頭と一致する。また、要約版写本 2 の 2a 冒頭は要約版写本 1 の 4b の 10 行目冒頭と一致する。

21) 序文該当箇所は、要約版写本 1 の 1b-5a、要約版写本 2 の 1a-3a。

持と神の加護を得ることに加えて、シーア派イマーム崇敬との関係性も明示されている。

不可視の靈感により、世界を映す陛下の吉祥にして清らかな御心にお告げがあり、導きの館アルダビールにあり、サファヴィー朝の君主たち——神よ彼らの確証を照らし給え——の建設物である、神の使徒ムハンマドの聖法と教道を進む知の師匠であり、無謬のイマームの正当なる子孫であり (farzand-i bi-ḥaqq-i a'imma-'i ma'šūmīn), シャイフ・ジブライールの子であるシャイフ・サフィー・アッディーン・イスハークの聖廟が破損し、消滅の危機にあることが知らされた。(一部装飾の形容表現簡略化)。[*Kitābcha-i Khulāṣa I: 2a*]

サフィー廟は先行するサファヴィー王家の祖廟という位置づけを前提としつつも²²⁾、「シーア派イマームの正当な子孫」であるシャイフ・サフィーの墓廟と表現し、シーア派聖廟保護の視点を強調している。つまり、サフィー廟庇護は、シーア派イマーム崇敬と結びつくという論理が見出せるのである。サフィー廟庇護の契機として、「不可視の靈感 (mulham-i ghaybi)」により廟の荒廃を知るに至ったという主張が語られていることも注目に値する。サフィー廟庇護・支援はシーア派信徒の庇護者たるカージャール朝政権にとって不可欠であったという理解が示されるのである。

・作成の経緯

廟の荒廃の原因として、管財人や廟従僕による占有などにより、ワクフ財が廟の管理から離れ、修繕の費用が得られていないことが明らかとなった。そこでワクフ財の調査をすることになり、19世紀要約版が作成されることになった [*Kitābcha-i Khulāṣa I: 2a-2b*]。調査に関わる行政的な手続き

として、シャーからの廟ワクフ財の調査を指示する勅令がアゼルバイジャンの執政官 (kārguzār) であるハサンアリー・ハーン軍務卿に通知され、そこからアルダビールおよびミシュキーンとその周辺の首席財務官であるミールザー・アサドッラー・ハーン・ヴァキールムルクに下達された。そのヴァキールムルクから、要約版著者のミールザー・ハサン・ハーンにワクフ財および廟の現状調査業務が指示されたのである。

廟ワクフ財の現状調査の詳細を指示する勅令の内容は、カージャール朝期のワクフ管理行政の観点からも示唆的である。以下、一部簡略化して該当箇所を掲載する。

(勅命にもとづき) あらゆる都市と地方に存在してきたこの聖廟のワクフ財にかんして、以下の点を明らかにすることとなった。シャイフ・サフィー・アッディーンのワクフ財がどれであるか、どのようにワクフとして機能しているか、ワクフ財の用途は何か、ワクフ財の地名はどれであるか、[法的に] ワクフでありかつワクフとして耕作されている土地が人々の占有下にある場合、その名目は何であり、どのような人物の占有下にあり、またどのような証拠に基づいて占有しているか、それらの土地の収益はどれほどか、管財人長 (mutavallī-bāshī) が誰であり、廟従僕は何人いるか、彼らの俸給はどれほどか、聖廟の支出はどうなっているのか。これらを書き、陛下に奏上することとなった。[*Kitābcha-i Khulāṣa I: 2b*]

この記述から、古くは14世紀にも遡るワクフ財の現状を調査するに際して、どのような点に注目していたのかが読み取れる。ワクフ財の確定、ワクフとして扱われているか否か、ワクフ財の用途、現在の名称の把握、第

22) 訳文にあえて残している通り、サファヴィー朝君主に対して、「神よ彼らの確証を照らし給え」という祈願文を加えており、カージャール朝が先行するサファヴィー朝を尊重する立場を明示している。

三者による占有の根拠、収益の実績という問題が、ワクフ財調査の対象となっている。これに加えて、廟そのものの実情把握（管財人、廟吏の実態、廟の現在の経済状況）も行うことになっていた。合理的かつ現実的な調査内容である。またワクフ財調査全体の概要は、現状説明の第1項に該当し、廟の実情は現状説明第2、3項にあたる。個々のワクフ財調査内容は、要約版写本2の各料紙の余白に簡潔に書き込まれている。要約版写本1に調査結果の書込みがないが、その理由は不明である（調査結果記録用ではなかったのだろうか？）。

・編集方針

序文の記述を字義通りにとるならば、ワクフ財現状調査を実施するにあたって、アルダビールの財務官ヴァキールムルクから指令を受けたミールザー・ハサン・ハーン（再々請負にあたる）が、廟に存在していた不動産目録の体裁を模倣し、それを要約し、2冊の不動産目録を合冊したのである。そしてそこに、調査した情報を加筆したことになる。

この卑小なる者（＝著者）は定められた命令にもとづいて、領内各地のワクフ財 (awqāf-i har mamlakat va vilāyat va baladī) を判別し、証書とワクフ文書の一覧をまとめる内容の、廟帰属で耕作中のワクフ地に関する不動産目録の書 (kitāb-i šariḥ al-milk-i amlāk-i mawqūfa-i mushtamil va dā'ir) を模倣して、ワクフ地 (amlāk-i mawqūfa) とワクフ財がどうなっているか (kam va kayf-i vaqfiyat) を文言・字句の遺漏や変更、改竄なく、そのままのかたちで (bi-'ayni-hā) この要約冊子 (in kitābcha-'i khulāṣa) に記載することとなった。サフィー様自身、またはサフィー様の偉大なるご子孫たちが購入した

土地、およびこの偉大な御方の配下や弟子たちが寄進したり、移転したり、ワクフしたワクフ地であるものがすべて、故シャー・タフマースブ時代の不動産目録に記録されている。また、故アッバース1世時代にサフィー廟自体の財源で、管財人である故シャイフ・シャリーフ・ベグ・ザーヒディーの管財権の下で購入された土地・不動産 (amlāk va raqabāt) [があり、それを記録した] 別の不動産目録が存在する。二冊の不動産目録の要約と内容を、本冊子において2冊を1冊として、登録し記録した。[*Kitābcha-'i Khulāṣa I: 3a-3b*]

要約版著者は2冊のサフィー廟不動産目録を、それぞれの執筆を命じた君主にちなんで、シャー・タフマースブ時代の不動産目録 (šariḥ al-milk-i 'ahd-i dawlat-i Shāh Ṭahmāsb), シャー・アッバース1世時代のワクフ財不動産目録 (šariḥ al-milk-i mawqūfat-i ayyām-i Shāh 'Abbās) と呼んでいる [*Kitābcha-'i Khulāṣa II: 91b*]。上の引用を見ると、著者が意図する不動産目録は基本的にアブディー版であり（当然のこととして明記していない）、スーパーハーニー版を「別の不動産目録 (šariḥ al-milk-i 'alā-hidda)」と呼ぶ。あくまで基本はアブディー版だったのである。

注目すべきは、要約版の作成に際して、字句等を変更せずレイアウトをそれぞれの版に倣うことを強調していることである。このことを示す「そのままのかたちで (bi-'ayni-hā)」という語句が、上記箇所のほかにティムールのワクフ文書とスーパーハーニー版部分の冒頭にも繰り返されている²³⁾。前節で取り上げたサフィー廟のワクフ財証明文書 [Asnād-i Milli: 2960-10688] において、該当箇所がアブディー版不動産目録のレイアウトに倣って

23) ティムールのワクフ文書とスーパーハーニー版のそれぞれの冒頭に付された説明に「そのままのかたちで (bi-'ayni-hā) 要約が本冊子に書かれる／まさにその通りに要約一覧を本要約冊子に記述する」とある [*Kitābcha-'i Khulāṣa I: 6b, 39b; Kitābcha-'i Khulāṣa II: 12a, 91b*]。

表3 「原本」と要約版写本2の表記の違い

	要約版写本2	「原本」	アブディー版写本2, 3
1	Muḥammad Beg b. Ḥasan Beg [16b]	‘Alī Beg b. Ḥasan Beg [18b]	Muḥammad? Beg b. Ḥasan Beg [20b] [20b]
2	Siyādat-panāh Amīr Ma‘šūm Beg [17a]	Siyādat-dastgāh Amīr Ma‘šūm Beg [19a]	Siyādat-panāh Amīr Ma‘šūm Beg [21a] [21a]

要約されて収載されていたことと共通している。サフィー廟の不動産目録はそのレイアウトに重要な意味があり、もともと廟吏ではなかった執筆者ミールザー・ハサン・ハーンも、廟の管理実務における不動産目録の書式を重視する伝統に忠実に従ったのである。

3.3 要約版の底本調査

実地で行われたワクフ調査の記述は別として、要約版の本文はどのように作成されたのか。前述の通り廟不動産目録は5写本が伝存しており、3写本がアブディー版で、2写本がスィパーハーニー版である。5写本はいずれも20世紀前半までサフィー廟に保管されていたものであるため、19世紀要約版の編者であるミールザー・ハサン・ハーンはこれらの写本を利用して要約版を作成した可能性がある。そこで、要約版写本2を不動産目録の伝世写本と校合して、どの写本（またはどの写本の系統）をもとにして作成されたのか可能な範囲で解明してみたい。以下では、19世紀要約版とアブディー版写本3冊、すなわち「原本」（アブディー版写本1/イラン国立博物館写本3718）とアブディー版写本2（国立博物館写本3719）および、アブディー

版写本3（国立図書館写本2734）との校合を中心に行う²⁴⁾。結論から述べると、19世紀要約版はアブディー版写本3に近く、この写本を主に参照して作成されたとみられるものの、必ずしも当該写本のみによ拠して準備されたとは言えない。（未発見のアブディー版写本3系統の別写本利用の可能性は否定できないが²⁵⁾）本文部分はアブディー版写本3に主に依拠しつつ、余白書込みに関しては、アブディー版写本2を参照して、廟の財産情報を網羅しようと努めていたと推察される。

まず、原本と位置付けられるアブディー版写本1をいわば底本として参照していないと推察される点から始めたい。そもそも原本ならばアブディー版写本1は基本的に持出し不可能だったため、利用は難しい。加えてこの写本には、19世紀要約版に含まれるティムールのワクフ文書部分²⁶⁾がない。

次に、個別の表記の異同例と余白の書込みの扱いを見てみたい。アブディー版写本1と要約版写本2の表記が異なる2例を挙げる（表3）。

両方とも、項目名として立項されている人物名である。第1例では、「原本」に書かれている「‘Alī Beg b. Ḥasan Beg」が、要約

24) アブディー版写本3の作成年代としては、同写本最終ページにあたる195bに、ヒジュラ暦1115年ジュマダー・アルウラー月/1703年10月に書写した旨の書込みがあるため、これまで1703年作成という理解が一般的だった（例えばMorton 1974: 33）。他方、この写本の扉1aおよび末葉195bにアッバース1世に属すとみられる印（銘文はBanda-i shāh-i vilāyat ‘Abbās 1012?）が押されており、「1115/1703年書写」という書込みとの整合性が取れず、判断が難しい。アブディー版写本2, 3の作成については、本論集第1部の渡部論文参照のこと。

25) アブディー版写本3は、恐らく「原本」から直接書写されたのではなく、アッバース1世期に書写された別写本からの書写と考えられる。写本扉[1a]に見られる年代の違う書込み（1090, 1097, 1107年）も恐らく同一人物による書写であるため（後代の書写であるため印が押されていない）、未見の写本（アブディー版写本2とも異なる）の存在が窺える。書込み書写の考察には、大塚修氏から助言を得た。

26) ティムールのワクフ文書はアッバース1世の中央アジア遠征（1602, 3年）以降に偽造されたと考えられ、アブディー版写本1すなわち「原本」の完成時（1570年）には存在しなかった。

表 4 余白に書き込まれた購入物件例

	余白に書き込まれた追加のワクフ財	要約版写本 2	「原本」	アブディー版写本 2	アブディー版写本 3	備考
1	イブラーヒームアーバード村	23a	なし	50b-51a	49b-50a	サファヴィー朝以前
2	ユースフ・アンヴァーラー村	20a	なし	34a	34b	1570 年以降の購入
3	アルダビールにある風車	21b	なし	33b	34b	1570 年以降の購入

表 5 本文の典拠としてアブディー版写本 3 を底本としている可能性

		要約版写本 2	アブディー版写本 2	アブディー版写本 3	備考
1	廟建物説明部分：ḥujra-'i bar yasār 項目と ḥujra-'i bar yamin 項目の誤った繰返し	あり [13a]	なし	あり [11b-12a]	
2	表記の異同	qarya-'i Ḥifzābād [25a]	qarya-'i Ḥifzābād [58b]	qarya-'i Ḥifzābād [58a]	「原本」は qarya-'i Ḥifzābād [50b]
3	「バルニーク村 (qarya-'i Parniq)」の項目 (本文)	あり [24a]	項目存在せず	あり [54a]	

版写本 2 では、「Muḥammad Beg b. Ḥasan Beg」と書かれている。第 2 例では、アミール・マアスム・ベグに付される修飾表現が「siyādat-dastgāh」（「原本」）から「siyādat-panāh」（要約版写本 2）に書き換えられている。アブディー版写本 2, 3 と校合すると、既にこの 2 写本作成時点で既に書換えが発生していることが分かる²⁷⁾。

こうした事例から、もしも 19 世紀要約版著者が原本と位置付けられるアブディー版写本 1 を参照できたとしても、その記述を採用していないことから、これ以外の写本を底本として参照して執筆したと考えるのが妥当だろう。

アブディー版写本 1 には見られないが、アブディー版写本 2, 3 の料紙余白には追記されている廟に属するワクフ財の情報が、要約版写本 2 に記載されている (表 4 参照)。本論集第 1 部の渡部論文でも取り上げられているイブラーヒームアーバードのワクフ財に加えて、アブディー版写本 1 が作成された後

(1570 年以降) に購入された物件である。これらは書写の際に「原本」たる写本 1 のレイアウトを保存するために、余白に書き込まれたのである。

次に要約版写本 2 の記述が、アブディー版写本 3 より近いことを説明する。本文の傾向から見ると、アブディー版写本 2 よりもアブディー版写本 3 に近い点が多々見られる。表 5 で具体例を挙げる²⁸⁾。

アブディー版写本 3 と一致しない点も指摘しておきたい。たとえば表 6 にみられるように著者ミールザー・ハサン・ハーンは、単純にアブディー版写本 3 のみを底本にして要約版を作ったのではなく、特に余白書込み部分に関して、アブディー版写本 2 などを参照して、当該要約版を作成したと推察される (アブディー版写本 3 系の別写本がある場合を除く)。

こうした個々の事例から (そもそも別写本が底本である場合は別として)、現在手元にある写本を基準に類推すると、こうした余白書込みについてはアブディー版写本 3 の欠落

27) 第 1 事例については、「Muḥammad Beg b. Ḥasan Beg」と読むことが可能な綴りになっているが、「Ali Beg b. Ḥasan Beg」と読むことも全く不可能ではない。アブディー版写本 2, 3 作成時点で崩れた字形を、19 世紀要約版の著者が前者の読みと認識したと推測できる。

28) 加えて、表 4 で取り上げたイブラーヒームアーバード村の項目は、アブディー版写本 2 では項目名のみは本文に組み込まれている一方で、アブディー版写本 3 では本文に立項されず余白に書かれる。要約版写本 2 においても、アブディー版写本 3 と同様、本文に立項されていない。

表6 余白書込みについて、アブディー版写本2を利用している可能性を示す証拠例

		要約版写本2	アブディー版写本2	アブディー版写本3
1	イスファリース街区にある家屋購入情報	13bの余白にあり	13bの余白にあり	なし
2	ノウディーヒ・ルスターク村項目の書込み 「紙片のなかで知られたことだが、[この村は] ジャージーン [村] に含まれている」	完全 [33b]	完全 [81a]	後半欠落 [81b]

を、アブディー版写本2を参照して補った可能性がある²⁹⁾。

付言すると、アブディー版写本2, 3には類似箇所での落丁がある（前者は1葉、後者は4葉）。アブディー版写本3の落丁は約1葉で、61bのあとに見られる。アブディー版写本2にもほぼ同じ個所で、60bの後続部分4葉程度の落丁がある（落丁については本論集第1部渡部論文参照）。要約版写本2には、2写本の落丁部分に関して欠落はないため [Kitābcha-i Khulāṣa II: 26a], 落丁は19世紀要約版作成（1885–1891年頃）以降に発生したか、この部分を完全に収録するアブディー版写本1を部分的に参照したか、またはアブディー版写本3系統の未発見写本が参照されたかになる。

以上の分析と写本の伝存状態（両写本とも20世紀初頭の段階で廟に保管されていた）を総合的に判断すると、単純に19世紀要約版写本2はアブディー版写本3を底本とした作品とは断言できないものの、アブディー版写本3を本文部分の主要底本としつつ、アブディー版写本2の書込み部分を参照し、情報を補完したと考えるのが現実的な推測とな

ろう³⁰⁾。19世紀版編者は、複数の写本を参照してサフィー廟に属するべき不動産に関する必要な情報を記録することに意を注いでいたことが窺える。なお、スーパーハーニー版部分については、レイアウトの類似点に注目して、19世紀要約版著者はスーパーハーニー版写本1（国立博物館写本3703）を主に利用したと筆者は推定している³¹⁾。

3.4 要約版の機能

この写本は序文においても、「要約版 (kitābcha-i khulāṣa)」と名付けられている通り、もともとの二冊の不動産目録の内容を要約している。具体的にどれほど内容が圧縮されているのか、分量から確認したい。要約版写本2の本書の本文部分は112葉で、そのうち10ページ分空白がある。なお冒頭の欠落が2葉と積算される。これに対してアブディー版不動産目録について、底本とされた可能性が高いアブディー版写本3（ティムールのワクフ文書含む）は195葉程である。（なおアブディー版写本1は約175葉）。またスーパーハーニー版写本で底本の可能性があるスーパーハーニー版写本1は168葉

29) ただし、アブディー版写本2にある余白書込みを網羅しているわけではなく、取捨選択している。

30) アブディー版写本3は読みやすかったため（アラビア文字に点が振られており、字形も明朗）か、単に利用しやすかったなどの理由が考えられるが詳細は不明である。本論集第1部の渡部論文の考察とも関わるが、アブディー版写本2は廟財産管理の実務に活用されたと見られ（アブディー版写本2もメダイオンの装飾が施された立派な装丁を有するが）、後年の購入記録などがより詳細に書き込まれている。したがって、19世紀要約版著者は、本文は読みやすさなどの理由から国立図書館写本を利用しつつ、余白書込みにかんしてはアブディー版写本2を参照したという推測が成り立つ。

31) たとえば、スーパーハーニー版写本1（国立博物館写本3703）は余白に書き込まれている情報（同書作成以降に購入された物件情報など）が、スーパーハーニー版写本2（国立博物館写本4324）では、本文に組み込まれている。この点について要約版写本2は、スーパーハーニー版写本1に倣っている。たとえばブーラーン村は、要約版写本2の99aの余白に書き込まれており、スーパーハーニー版写本1でも同じく余白に書き込まれているのに対して [Sipāhāni I: 77b], スーパーハーニー版写本2では本文に組み込まれている [Sipāhāni II: 59a]。

である。葉数で見るとスーパーハーニー版とアブディー版で大きく異ならないが（たとえばティムールのワクフ文書が含まれないアブディー版写本1とスーパーハーニー版写本1の葉数は同程度）、これはスーパーハーニー版では個々の文書引用が長大で比較的多く紙幅を取っているためである。単純にアブディー版写本3とスーパーハーニー版写本1を合算すると363葉であり、19世紀要約版の3倍以上に上る。記述を大幅に圧縮しているからこそ要約版なのだが、要約版たる具体的な特徴として挙げられる点は以下である。

1. 内容把握が重視され、概略は簡単に記されている。具体的には購入年月、占有物件の四囲、規模、持分、売主の情報が重視される。物件取得の複雑な経緯や入り組んだ権利関係の説明は省略されている。
2. 証拠機能は元の不動産目録に帰される。（元の不動産目録との併用が前提）
3. 暦などの数字表記（元はアラビア文字表記）に際して、視覚効果の高い算用数字が採用される。

19世紀要約版の序文でも明らかにされている通り、同書はサフィー廟のワクフ財現況調査を目的とする、いわば実務利用を重視するゆえに、個々の不動産取得経緯の詳細を記載する必要がないと判断したとみられる。実際に1, 2の点について、著者が意図的にそのように記述していたことを示す文言が、19世紀版の複数箇所を確認できる。まず、アブディー版部分の全体にわたって、もとの不動産目録の詳細な記述を省略する際に「不動産目録の通り (bi-sharḥ-i ṣarīḥ al-milk)」という定型句が頻出する。そうした編集方針をより具体的に明示している部分として2例を提示する。

一例目として、権利が錯綜していたアルダビール地方のアルギル村の項目の末尾に、「ワクフ文書の文面 (ṣurat-i vaqfiya) は長く、それを本冊子に記載することは無意味であ

る。本冊子では、土地の現状と価値およびワクフかどうか (kam va kayf va qadr-i milk va vaqfiyat-i ān) が眼目である」[*Kitābcha-i Khulāṣa II: 23a*] と追記している。同様に、二例目としてアルダビールにあるハサン・パールー村については、「[前略] [ハサン・パールー村は] 3度の経緯でサフィー廟のワクフ財となった。[アブディー版] 不動産目録に記されているワクフ文書の通りなので、ここで記述する必要はない」[*Kitābcha-i Khulāṣa II: 25a*] とある（この物件については、本論集第1部高木論文参照）。

この時のワクフ財調査は、アブディー版、スーパーハーニー版両不動産目録の収録物件が1885–1891年頃にはいかなる状況にあったのかを調査することが目的とされた。換言すれば、現状調査に必要な情報がこの要約版の本文に書き込まれているのである。

こうした編集方針を反映するもう一つの特徴的な事象として、当時のカージャール朝領内になかった地域の扱いである。イラン＝ロシア戦争後のトルコマンチャーイ条約(1828年)で、カージャール朝はアラス川以北のコーカサスへの宗主権・支配権を放棄した。コーカサスなどイランの王朝の支配の及ばない地域について、序文では「外国の地域 (bilād-i khārija)、たとえばコーカサス地方やバグダードなどにあるワクフ財にかんしては、明示する必要がないのは明らかである」[*Kitābcha-i Khulāṣa I: 5a*] と記され、調査の対象にならなかったのである。本文では、コーカサス地域のワクフ財の項目の下には、「ロシア占領下にある」と付記されるにとどまっている[*Kitābcha-i Khulāṣa II: 70b*]。ワクフは永遠であるというイスラーム法的建前に拘泥せず、廟ワクフ調査がカージャール朝支配の支援を得て行われる前提に沿って、実際上有効な範囲に調査を絞る合理的な方針が採用されたと言えよう³²⁾。

32) カージャール朝領内であっても、アルダビール周辺とタブリーズやミシュキーンなどのサフィー廟と結びつきが強いアゼルバイジャン地方以外は、調査がほとんど実施されていないようである。

おわりに

以上、19世紀廟不動産目録要約版という文献が、サファヴィー朝以前にも遡るサフィー廟における不動産目録作成の伝統の文脈で成立したことを明らかにしてきた。サファヴィー朝期そしてカージャール朝期においても、サフィー廟不動産目録が廟の財産管理や、占有者との交渉のさいに証拠として活用されていた長年の実績と有用性があつたゆえ、19世紀後半になって要約版という形態の文献も編纂されることになったのである。また、建前上はアブディー版、スィパーハーニー版と同様に、君主の主導によって編纂が開始された。

複数の写本を利用して成立したとみられる19世紀要約版写本にしても、廟財産の契約や紛争に関わる個別の交渉のなかで作成された文書にしても、もとの廟不動産目録のレイアウトを場合によっては「そのままのかたちで」という文言まで添えて忠実に模倣していたことは無視できない。19世紀要約版は、ワクフ調査のための実務利用を追求する編集方針が反映されており、廟不動産目録が運用上・慣習上獲得していた証拠機能は期待されていなかった。つまり、19世紀要約版と元のアブディー版とスィパーハーニー版不動産目録は、それぞれ実用と証拠機能・詳細な権利獲得過程の把握とに役割が分担されて、廟財産の管理運営および現状調査の実務に利用されていたと考えられるのである。

19世紀要約版に依拠して実施されることになったサフィー廟ワクフ財調査は、合理的な方針に基づき、現実的な取捨選択がなされていた。本稿は、19世紀要約版を従来の不動産目録との関連性・継続性に注目して、伝世写本と関連文書を文献学的に考察してきたため、19世紀に廟のワクフ財がどのような状況にあったのか、誰に占有されていたといった廟ワクフ財の実情を詳しく分析しなかった。これについては稿を改めて詳しく論じたい。

参考文献

●史料●

- ‘Abdī I:* ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-‘i Milli-i Īrān, Ms. 3718.
‘Abdī II: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-‘i Milli-i Īrān, Ms. 3719.
‘Abdī III: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 2734.
Arz-i mawjūdī-i ajnās-i Āstāna: Muḥammad-Ṭāhir, *Arz-i mawjūdī-i ajnās va asbāb va matrūkāt-i Āstāna-‘i muqaddasa*. Cambridge, Cambridge University Library, Ms. H. 22: ff. 145b–173b.
 Asnād-i Buq‘a: Asnād-i Buq‘a-‘i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabili, Mūza-‘i Milli-i Īrān.
 Asnād-i Milli: Sāzmān-i Asnād va Kitābkhāna-‘i Milli-i Īrān.
Ganjīna-‘i Shaykh Šafi: Sayyid Yūnisī, *Ganjīna-‘i Shaykh Šafi*. Tabriz: Kitābkhāna-‘i Milli-i Tabriz, 1348Kh/1969.
Kitābcha-‘i Khulāša I: Mirzā Ḥasan Khān, *Kitābcha-‘i Khulāša-‘i Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna-‘i Majlis-i Shūrā-‘i Islāmī Ms. 17228.
Kitābcha-‘i Khulāša II: Mirzā Ḥasan Khān, *Kitābcha-‘i Khulāša-‘i Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 7866.
Sipāhānī I: Muḥammad Ṭāhir Sipāhānī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-‘i Milli-i Īrān, Ms. 3703.
Sipāhānī II: Muḥammad Ṭāhir Sipāhānī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-‘i Milli-i Īrān, Ms. 4324.

研究文献および写本・文書目録

- Āl-i Dā‘ūd, ‘Alī. 1374Kh/1995. “Nivishta-hā-yi Tārikhī-i ‘Abdī Beg Shirāzī.” *Tahqiqāt-i Islāmī* 10(1): 121–143.
 Bāmdād, Mahdī. 1347Kh/1968. *Sharḥ-i Hāl-i Rijāl-i Īrān dar Qarn-i 12 va 13 va 14 Hijrī*. Tehran: Zuvvār (reprint).
 Dānishpazhūh, Muḥammad-Taqī (ed.). 1348Kh/1969. *Fihrist-i Mükürūfilm-hā-yi Kitābkhāna-‘i Markazī-i Dānishgāh-i Tihirān*. Vol. 1. Tehran: Dānishgāh-i Tihirān.
 Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht: Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Nordwestirans im 13. und 14. Jahrhundert*. Stuttgart: Franz Steiner.
 Luṭfi, Mariyam. 1395Kh/2016. *Buq‘a-‘i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabili dar Dawra-‘i Šafavīyān: Kārkd-i Siyāsī, Ijtīmā‘ī va Mazhabī*. Tehran: Intishārāt-i Manshūr-i Samir.

- Morton, Alexander. 1974. "The Ardabil Shrine in the Reign of Shāh Ṭahmāsp I." *Iran* 12: 31–64.
- Naẓārī, Maḥmūd (ed.). 1391Kh/2012. *Fihrist-i Nuskhā-hā-yi Khaṭṭī-i Kitābkhāna-ʿi Majlis-i Shūrā-yi Islāmī*. Vol. 47/2. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I.B. Tauris.
- Schacht, Joseph. 1982. *An Introduction to Islamic Law*. Oxford: Clarendon press (first edition 1964).
- Shaykh al-Ḥukamāʿī, ʿImād al-Dīn (ed.). 1387Kh/2009. *Fihrist-i Asnād-i Buqʿa-ʿi Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabīlī*. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.

[付記]

本研究はJSPS 科学研究費 JP19H05032 および JP20K13195 の助成を受けたものです。

イラン国立公文書館所蔵

アミールザカリヤ-村ワクフ財證明文書 (Asnād-i Milli: 2960-10688)

